

平成29年第1回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年3月6日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第 1号 浅川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 2 議案第 2号 職員の育児休業に関する条例の一部改正について
日程第 3 議案第 3号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第 4 議案第 4号 浅川町税条例等の一部改正について
日程第 5 議案第 5号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6 議案第 6号 浅川町立幼稚園保育料等に関する条例を廃止する条例を定めることについて
日程第 7 議案第 7号 浅川町特別保育所設置条例を廃止する条例を定めることについて
日程第 8 議案第 8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定について
日程第 9 議案第 9号 平成28年度浅川町一般会計補正予算（第4号）
日程第10 議案第10号 平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第11号 平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第12号 平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第13号 平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第14 請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
日程の追加
日程第15 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程のとおり

日程第15 発議第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出について

出席議員（12名）

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	副町長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	久保木正信君
会計管理者	八代敏彦君	建設水道課長	江田豊寿君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	坂本高志君
保健福祉課長	須藤寿行君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	小針紀喜君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	岡部栄也	局長補佐	生田目源寿
--------	------	------	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第1号 浅川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる養子縁組とか、さまざまある形で緩和していくという、全体としてはそういうふうな状況なのかなというふうに思うんですが、聞きたいのは、この嘱託職員、期間のある有期職員、あるいは臨時職員、こういう方々の育児休暇、介護休暇、こういうものはこの改正によってどういうふうになるんですか。それとも、該当しているんだと思うんですが、どういうふうな状況なのか説明を願いたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 本条例の浅川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴って該当する職員は、正式な職員でございまして、嘱託職員、臨時職員等は該当いたしません。

〔「該当するのは正職員だけだ」との声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 有期職員の何か緩和、育児休業の緩和というのも中には入っているんですけども、有期職員というのは、例えば半年だけ、あるいは1年間に限ってとかという、そういう職員を指すんですか。そういう職員に対する休業、休暇、こういうものの緩和も入っているのではないかというふうに思うんですけども、これは2号議案ですか。そうすると、じゃ、1号議案では正職員の方だけと。嘱託職員や臨時職員、そういう有期職員、そういう方々についてはこの育児休暇、介護休暇そのものがないのでありますか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） ここで対象としている職員は、正式な役場職員のみでございます。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第1号 浅川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第2号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 先ほどのこの第2号にある有期職員に対する緩和というのがあるんですけども、これは正職員の有期職員と、こういうふうに理解すればよろしいということですか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例で、第2条に該当する職員で、有期契約労働者の職員の取得要件の緩和ということを説明申し上げましたけれども、ここにのってくる職員につきましては、地方公務員法第3条に基づく臨時、非常勤等職員でございまして、具体的には当町で申しますと、嘱託の所長、中央公民館長、それから保育所長、地域福祉センター所長、勤労センター所長が該当するわけでございます。ただ、年齢的に育児休業が該当するかどうかは別問題でございますけれども、以上のとおりでございます。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第2、議案第2号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案とおりの決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第3号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる管理職、課長職、こういう方々の10%カットということで1年間例年延ばしておるわけですが、経済の状況とか、さまざまなことを考えて10%カットと、こういうふうになっているんだと思うんですが、どういう状況になればこのカットはやめるということになるんですか、お伺いします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） どういう状況になればやめるのかというおたがでございませうけれども、そういう問いの答えにはならないかもしれませんが、いろんなこと加味して本条例の改正の提案になったわけでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 私ちょっと耳が遠くなっているせいもあると思うんですけども、最後のくだりの、末尾のほうがわからないんですけども、いわゆるどういう理由なのかということで、端的に言えば、これこれこういうふうだと。例えば景気の動向とかいろいろあるんだけど、ただ、管内の状況を見てとかいろいろさまざまな理由はあると思うんです。

ただ、今までやってきたからことしもやるかという、そういう惰性であってはならないので、その辺ははっきりしておかないとあれかなと。人勤のあれも、いわゆる一定の上昇というふうな状況がいろいろ出ておりますので、その辺からすると、管理職手当もそれなりに、いつどういうことで上がるのかなというふうに疑問を持ったものでありますから、その辺ひとつ明快にお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 当初、この条例を制定した際には、景気の動向に鑑みてということであったと思います。そういうことも鑑みまして、なおかつ特別職、それから議員の報酬等も減額するわけですから、それらも加味して本条例の改正の提案になったということでございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目は、これを延長することによって年間どのぐらいの人件費が削減されるのか伺います。

2点目ですが、やはり問題意識は、今10番議員と同じで、いつまでやるんだろうなということなんです。我々議員のカットは、たしか最初は8%だったですね。それを今5%に減額になりました。ところが、この管理職手当についてはずっと10%のままという状況であります。今、10番議員が言ったように、人事院勧告は基本的には毎年上げるという方向にありますので、そういう中でどうなのかなという疑問があります。

それで、今、石川管内でこの管理職手当10%カットを実施している町村というのは幾つあるのか。それから、県内の他町村の状況はどうなのか、わかったら伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 本条例に伴いまして削減になる額でございますけれども、一般会計、平成29年度の当初予算の124ページに管理職手当ということで合計額が444万8,000円載っております。これは10%減額後の金額でございますので、これらをもとに計算いたしますと、減額になる金額は年間49万4,000円程度になるかと思っております。

それでは、いつまでという形、それから提案理由でございましたが、提案理由につきましては、先ほど10番議員に申し上げたとおりでございます。

それから、石川管内、それから県内の状況でございますが、ちょっと今、手元に資料持ち合わせていないものですから記憶でしか言うことはできないんですけれども、石川管内の状況については、ちょっとわかりません。県内の状況でございますが、たしか記憶では10から20市町村であったかと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第3号 議会議員等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第4号 浅川町税条例等の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） いわゆる軽自動車税の、そのほかもありますけれども、私はこの軽自動車税の種別を何かカットするような形で対照表にはあったんですけども、そして最後には、前と同じような状況が出ておりました、ただ、いわゆる環境負荷に対するそういう税金もあるわけですね。そういうものについては県が徴収する、そういう事務を担当するというので、町がその総額を県に交付すると、こういうふうな形になっております。一般的に交付というと、私の頭では、国や県、そういうところから来るのが交付というふうに、何か上から下に交付するというふうな、そういうことに考えがちなんです、こういう交付金のあり方もあるのかなと。字句のそういうことで考えたんですが、その字句の問題と、それから、この条例の改定によって軽自動車税が一体どう変わるのか。いろいろ全部読んでいけば頭に入る、私はさっと全部読んだんですけども、なかなか頭に入らないんです。結果的にはこの環境負荷とか環境の徴収の仕方、お金が高くなってきますね。この改定表によると、高くなってくる。そうすると町が県から事務的におろしてくるものについて集めて県に交付すると、こういう形になるのかなと思うんですが、そうすると、総体的には軽自動車税全般にわたって税額が上がると、こういうことにつながるわけですか。ちょっと何回読んでもわからないものですから、その辺、できればわかりやすく具体的にお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） では、お答えいたします。

第1点目の軽自動車税の種別割のカットの部分なんです、平成29年の4月1日から、本来であれば種別割のほうに変更されるものだったのですが、消費税の税率の関係で31年の10月1日に種別割が導入されるということになりましたので、その部分の29年4月1日に係る部分を削除して、新しく31年10月1日から導入されるということに変更されたものが、今回の新旧対照表のほうに載っております。

2点目の環境性能割の字句の考えなんです、同じ地方公共団体ということで、取り扱い手数料のような形で町のほうから県のほうに納めるといふか、交付するという形になると思われま。

3点目の軽自動車税はどのように変わっていくかということなんです、これにつきましては、環境性能割につきましては、自動車取得税と同じく消費税の増額に関しまして廃止の時期が変更されることにより、環境性能割の導入が平成31年の10月1日からとなります。その軽自動車税の種別割というのは、今言われている軽自動車税が「種別割」という名称に変わっていくということになります。

4点目なんです、軽自動車税が高くなるのではないかとことに対しては、種別割については、新旧対照表のほうに載っています。それと環境性能割につきましては、これからの自動車のエコに関する部分とか、あと社会情勢とかの関係によりまして、これから環境性能割の金額については検討されていくということになっております。

環境性能割につきましては、燃費の関係とか、そういうものに対して25%減額とか50%減額とかというふうな、その環境に対してのどのぐらいその影響があるかというようなことで税額が決定されます。あと、種別割につきましては、新旧対照表のほうに載っているとおりとなっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） そうすると、現況のことし納める軽自動車税とは、基本的に今のところ変わらないということですか。そのことが1つと、ただ、環境性能割は、今、言われるように、これからエコカーというんですか、空気の汚染、そういうものが少ないものに対して25から50%、そういう税額が賦課されると、こういうふうになるんですか。

現在は、この環境性能割というのが入っている軽自動車税ではないというふうには私は金額的に思ったんですが、そのことも含めて35ページに2項ということで、環境性能割の減免を受けるための云々ということで、その下に営業用6,900円、自家用1万800円とか、環境性能割が新たに軽自動車税に含まれてくるんだと、こういうことではないんですね。その点であります。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 先ほどもご説明しましたとおり、平成31年10月1日に自動車取得税というのが廃止になります。それにかわるものが環境性能割の軽自動車税に変わるものとなります。

環境性能割というのは、軽自動車税のエネルギー消費率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度により、何ていうんですか、減額されるというか、25%とか50%とかというものになってくるということです。

よろしいですか。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

○税務課長（菊池三重子君） あと、税金についてはことしは変わりません。29年度はそのまま、28年と一緒にです。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから、日程第4、議案第4号 浅川町税条例等の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第5号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 軽減の対象になる所得を引き上げるということで、5割軽減、2割軽減について引き上げるということで、これまで対象にならなかった人もなるということになってくるんだというふうに思うんですけども、今回の改正によって5割、2割、それぞれ何人ぐらい前年度の実績からするとふえるというふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） ちょっとそこまで調べていませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 確認なんですけれども、今までならなかった人も、所得が多くてならなかった人で今度はなるという方が出てくるということは間違いないですよね。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） はい、そのように思われます。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第5、議案第5号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第6号 浅川町立幼稚園保育料等に関する条例を廃止する条例を定めることについて議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第6号 浅川町立幼稚園保育料等に関する条例を廃止する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第7号 浅川町特別保育所設置条例を廃止する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 山白石の保育所、残念であります。児童の減によって閉所した。その解体費用やこれらについてあるんですけれども、ふえてくるわけでありまして、条例の中で、後の利用については町長も解体の経費を組んでおりますけれども、しかし、地域の方々と今後いろいろ協議をして、利用ができるのであれば利用するような、そういう方向も考えていく、そういう説明であったと思うんですが、今、各地域でいわゆる高齢者を中心とするサロンのようなみんなで語り合ったり、いろいろ談笑したり、休憩したり、そういうと

ころが既に浅川にもご存じのように始まっておりまして、そういうところに利用できないのかなという地元の人たちの声があります。

ただ、これも施設が幼児向けでありますからどうなのかと、そういうこともあったり、あるいは2区ですか、2区の集会施設も壊れてきているので、ちょっと手直しすればそういうところにも利用できないのかなというような声なんかも出ておりまして、話は聞いております。そういうものも含めて、ぜひ壊さない、壊す金額だとこれ1,000万円ぐらいかかる、1,000ぐらいじゃなかったかな、そういう大金がかかるんですね。ですから十分それらのことを加味して、片方は遊園地にする、片方はそういう施設にするというような状況を、ぜひ十分な協議をしてやってほしいなど、町長に念を押すようなことで申しわけないんですが、そういうことで、ぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 既に、この条例出す以前に地区の皆さんは廃止を承知しておりますので、いろいろ要望が出ています。今、協議中で、どのような方法、使い方をするか地元の皆さんの要望をしっかりと聞いて、地元の皆さんが喜んでくれるような使い勝手にしたいと。今、その協議を始めるところであります。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第7号 浅川町特別保育所設置条例を廃止する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第8、議案第8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第8、議案第8号 浅川町公の施設の指定管理者の指定についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第9号 平成28年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 簡単に2点ほどお伺いいたします。

まず、9ページの農林水産業費県補助金について、2節の林業費補助金に関連して、昨年総務課長のほうから城山とか弘法山の補助事業で城山等を整備するというお話が出ました。それで、私、6月にも、城山公園に関して一般質問するんですけども、今回、城山と弘法山の整備をした、ことし1カ月ぐらいかけて整備したんですよね。それで、大変弘法山はきれいになりました。そしてまた、城山も大変きれいになって眺めがよくなりました。

それで1点だけ、この補助事業、整備事業、城山は今回で整備事業、補助事業終わりなのか、それとも森林ですから、生き物ですから必ず何年かしてくると伸びてきます。そういうのをやっぱり伐採しなくては私はいけないと思うんです。それで、年に1回整備するのか、まず1点お伺いします。

それと、14ページ、保健衛生総務費で超過勤務手当が三角で10万なんです。各課が補正を組んで超過勤務をしているんです。今、一昨年から、労働賃金何とかだとか、サービス残業とかいろいろ騒いでいる中で、この保健衛生の超過勤務はなぜ三角なのかお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） それでは、まず1点目の9ページの林業費補助金の森林整備加速化・森林再生基金事業補助金との関係でございますけれども、これは幼保一体化施設の保育所部分、それについて補助金を受けるといってございましてけれども、入札の請差等に伴いまして事業費が減になったことからの減額に伴う補正でございます。

おただしの城山、弘法山整備等でございますけれども、これにつきましては、地方創生加速化交付金の採択を昨年の8月30日に受けております。それを受けまして城山と弘法山の植栽の管理を行ったものであり、この事業は単年度でありますので、地方創生加速化交付金に伴う植栽の整備につきましては、平成28年度限りでございます。したがって、今後の整備等につきましては、また新たな補助事業を探すなり、整備計画を定めて整備する必要があるかと思っております。

それから、超過勤務手当の減額でございますけれども、補正予算書見ていただければわかるとおり、増額しているところもございます。したがって、それぞれ精査を行いました。おただしの三角10万円でございますけれども、超過勤務手当が残っていると。2月、3月の超過勤務を支出したとしても随分お金が残るということで、10万円を減額したわけでございます、決して削減という、そういうことではございません。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 5番、いいですか。

○5番（江田文男君） はい。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 大きく4点伺いたいと思います。

まず1点目ですが、繰越明許費の幼保一体化施設、5ページになります。

幼保一体化施設整備事業の繰越明許費に関して、説明の中で契約変更分のことを考えて5,000万円を持っていたいということで、5,000万円を増額したということなんですか、これは。その部分の説明、契約変更部分というのはどういうものを念頭に置いているのか伺いたいというふうに思います。

それから、基本的に着工が予定よりも大幅におくれたわけなんですけれども、この着工で、今の状況で来年の4月オープンにきちんと間に合うのかどうか、その点についてしつこいようですけれども、また今回も伺いたいと思います。それが1点目です。

2点目として、11ページの地方創生事業の委託料に関して、地方創生型若者向け定住・移住モデル住宅をつくるんだということで、2区画に2階建てのを2棟つくるというご説明だったというふうに思うんですけれども、これはどういう使い方をされるのか伺いたいと思います。それから、土地代、2区画分の土地代はどのように処理をされるのか伺いたいというふうに思います。

3点目ですけれども、同じところの委託料の今度下のほう、地方創生型多世代交流拠点施設をつくるんだということで、新しくつくる図書館に多世代の交流スペースをつくるんだということだというふうに思うんですけれども、図書館の設計はもう既に完成しておりますよね。とすると、今回のこの予算でもって完成した設計は変更になってくるということなんでしょうか。それから、当初の計画では、図書館建設事業は町の単独事業として新年度予算で3,396万円、予算が計上されておりましたけれども、1,650万円、これが補助部分として出てくるということなのか伺いたいというふうに思います。

それから、4点目ですけれども、11ページの税務総務費の超勤手当に関して説明がなされて、1番多いときよりも超勤が30%ぐらい、超勤手当が削減されたというふうな説明がありました。これ税務課の超勤だけじゃなくて、職員全体の超勤が一ころ多かったときよりも今は30%ぐらい超勤手当が減っていると、こういう説明の趣旨だったのでしょうか。もしそうだとすることであれば、どういう取り組みがなされてそれだけ減ったのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず、1点目の繰越明許費に関してでのおただしでございます。

繰越明許費は幼保一体化施設整備事業につきましては、4億9,163万1,000円繰り越しということでございます。この後に内訳は記載されておりませんが、一応、工事請負費としましては4億6,575万2,000円繰り

越すというふうに考えております。5,000万円のお話でございますけれども、5,000万円の変更増につきましては、建築につきましては生き物でございますので、今後変更増が出てくるかもしれない。繰り越し財源をびったりにしてしまいますと、変更増になっても対応することができませんので、現在の請負額に5,000万円の工事請負費の留保額を持ちたいということで、実際の請負契約の繰越額に5,000万円をプラスした額の工事請負費の繰越額となっております。

それから、2点目の地方創生に関連してのおただしでございますけれども、まず、地方創生型若者向け定住・移住モデル住宅設計でございますけれども、これにつきましては、町で決めました総合浅川町まち・ひと・しごと創生総合戦略というものがございます。そのところの23ページのところで、基本目標ごとの取り組みということで、定住・移住居住環境を整備しよう、若者向け住宅環境を整備しようというくだりがございます。それを受けまして2棟4戸の若者向け定住モデル住宅を建てまして賃貸に出すということでございます。

それから、地方創生型多世代交流拠点施設設計監理についてのおただしについてでございますけれども、図書館の設計につきましては既に終了してございます。その設計の変更が必要になってくるのではないかとということでございますけれども、結論から申し上げますと、設計変更の必要はございません。考えておりますのが外壁、それから、図書館部門に関しましては図書館整備事業に発注しようと。それから、閲覧室等があるわけでございますけれども、これにつきましては、先ほどのまち・ひと・しごとでいきますと、30ページに地域交流型図書館を整備しようということで、地域交流も目指そうとしているわけでございます。それらを受けまして多世代交流施設をもあわせ持った施設を建てるということでございます。したがって、質問のとおり、それぞれ単独事業で建てる分と、それから、地方創生拠点整備事業で建てる補助金の対応の建築と一緒に組み合わせ、それぞれ一つを建築しようということでございます。

それから、3点目の超過勤務手当についてでございますけれども、ちょっと私、説明不足だったかもしれませんが、全体として30%減ってきたというのは、職員全員の超過勤務手当でございます。補正後の超過勤務手当は説明の、とおおり914万3,000円になるわけでございまして、一番高かったとき、決算ベースで見ますと1,300万円だったわけでございますので、約30%ほど減ってきているというわけでございます。

その取り組みでございますが、今、言われておりますとおり、働き方改革もあるわけでございまして、なるべく時間中に仕事は終わって早目に帰って、それぞれ自分の生活しようということでございまして、そういうことも加味しましていろいろ指導してきたわけでございまして、その成果がある程度あったのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目なんですけれども、そうすると、5,000万円を持っていたいというのは、別に具体的にどうこうを念頭に置いてではなくて、何かあったときのためにということで留保したいということなんでしょうか。

それから、2点目、若者向けということで賃貸に出すと。そうすると、これは若い人たちでも入れる安い賃料ということを考えていらっしゃるのでしょうか。浅川町には既にみのわ団地に若者を念頭に置いたといっても過言ではないと思うんですけれども、があるわけなんです、それとのバランスを考えれば、あれと同等ぐ

らいの家賃ということなんでしょうか。それとももっと安いものというふうを考えていいのかどうか、どのようにお考えなのか伺いたと思います。

それから、土地代はどういうふう処理をされるんだと質問もしました。この点についてのお答えがありませんでしたので、お答えを願いたいというふうに思います。

それから、これを町でつくって賃貸に出すということだと、花火の里ニュータウンの町と購入された方の協定書がありますよね。協定の内容、あるいは制限というのか、利用の制限みたいなのがあったと思うんですけども、約束が。町が建てて不特定多数の人に賃貸に出すというそのものをつくるということは、ニュータウンのその協定には違反しないのかどうか、触れないのかどうか、この際伺っておきたいというふうに思います。

それから、3点目の図書館の多世代交流スペースをつくるということなんですけれども、新年度予算はそういうものは全く考えていなくて3,396万円の工事費が計上されておりました。今度は1,650万円が補助事業であそこの中の一角にそういうスペースができるということだと思うんです。そうすると、これまで町が単独で建てようとしていた3,396万円は、これは減額になるというふうに考えるのが自然なのかなというふうに思うんですけれども、そう考えたら間違いなんですか、伺っておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 1点目の賃貸の形式でございますけれども、補正予算の説明のとき申し上げましたが、子育て世代、しかも他町村から移住する場合ということで考えているわけでございますけれども、細かいところにつきまして、賃料も含めまして、さすれば、若者定住・移住でございますので、ある程度条件のいいような形で今後検討していきたいと思っております。

それから、土地代の件につきましては、1点目、1回目で答弁漏れ大変申しわけありませんでした。土地代のことに関しましては、今、宅造会計の土地でございますので、いろんな方式があろうかと思います。財務規則にのっとりまして、所管がえをして、なおかつ普通財産にして賃貸住宅を建てる方法。それから、宅造会計から一般会計が買ったような形をとって、そして、なおかつ普通財産にして賃貸住宅を建てる方法、いろんな方法があろうかと思いますが、それは今後検討したいと思っております。

それから、花火の里ニュータウンの協定書があって、その協定書に反しなくていいことでございますけれども、協定書見てみました。町で賃貸住宅を建てて貸してはならないという条項は入っておりませんでしたので、協定書には違反しないものと思っております。

それから、図書館整備に関しまして、新年度につきましては約3,300万円で、平成29年度の予算で3,300万円で検討しております。それから平成28年度補正で1,650万円程度で予定しているわけでございまして、事業費が減ったというおたただしでございますけれども、私たちはそういう捉え方にて一般財源としての持ち出しは減ったのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 最後の部分なんですけど、図書館を多世代の交流施設をつくるのに1,650万円国からお金が出るわけですよね。そうすると、最初は町単独で3,396万円であの図書館つくろうとしていた。でも、そういうスペースをつくってやれば、国から1,650万円来るということであれば、今まで町単独であの図書館をつ

くろうとしていたのを、国の補助も受けながら3,396万円のできるというふうに考えていいんですか、これは。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず、平成29年度予算で約3,300万、それから、平成28年度補正で約1,650万、合わせて4,950万程度の事業費があるわけでございますけれども、実際、国の補助は1,650万円の半分、それから、残り半分は地方債で借り入れて後年と、その50%が補正措置ということでございますので、国の支給手当は4分の3でございます。したがって、当初計画よりは国の補助を受けながら全体的な事業費が減額になったかなということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今、関連しているんですけども、いわゆる11ページ、2款13目、2の13の13、若者向け定住・移住モデル住宅について、9番議員の質問で大筋わかりましたが、まだ検討中だという、その中でありましたけれども、もう素案としては予算づけしたわけでありますから、この子育ての若い人、あるいは他町村からの若い人と、こういうふうなことがあるわけでありまして、賃貸料については明快なあれは出なかつたんですけども、いろいろ割安にそういう料金になっていくんだと思うんです。

ただ、やっぱり子育てと町外から来た方がそこに定住するという、そういう最終的な目的、最終的なというか、そういう目的があるわけでありますから、思い切った安さ、安さという言い方ないんですけども、そういうこともまた必要なのかなど。あの雇用促進住宅については、いわゆる就職、そういうことも含めて、まだ転出する可能性もある、そういう人たちも入るわけでありまして、この場合にはもう定住をきちっと約束してもらいような、そういう状況が出てくるんだと思うんです。ですから、その条件は一体どういうものを考えるのか、子育て世帯、そして、例えば1人以上いれば、あるいは小学校以上、あるいは云々というような、そういうものを予算計上の際の積算には案として出ているんだと思うんですが、そのことであります。

同時に賃料をやっぱり安くする必要があるというふうには私は思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず、この地方創生拠点整備交付金でございますけれども、内示をいただいたのは2月末でございます。したがって、今おただしの件でございますけれども、賃料、それから、定住を約束させる文言でございますけれども、それらは今後検討する材料であろうかと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 賃料についても、今後検討すると、こういうことでありますか。

考え方としてはやっぱり一定の安さというんですか、そういうものが魅力にもなるんだろうと思うんです。ただ、購入した方々のいろいろ思惑なんかもあると思うんですけども、ただ、これは事業を改めてやるということで、今9番議員の質問にもあったように、土地の処遇についてはいろいろ考えていかなければならないということでありますが、そういうことも含めて、余り安くしても、またいろいろ出てくるのではないかと、

いろいろ総合的に見ると難しいのかなと思うんです。ただ、白河市の東地域の15年か20年過ぎると土地が自分のものになるとか、いろいろユニークな取り組みが各地で行われておりまして、どうぞ子育ての世帯が定住できるような、そういう設定をするべきだと、こう思うんでありますが、その点だけお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 諸条件につきましては、今後の検討課題であると思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 12ページ、3款1項19節の居宅介護支援事業費補助金の80万円の増ということで、5,197万4,000円、こういうふうな状況が出ております。いろいろ介護保険のほうになると思うんですけども、この支援の内容についてはどういう状況なのでありますか。補正では80万の増ということになりますが、5,200万というふうな金額であります。その支援の内容と、いわゆる利用者数についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、13ページの3、4の7の嘱託保育士の1名減による予算の減です。これはどういうことで1名減になるのか、その理由を聞いておらなかったものですから、どういうふうなことなのかということでもあります。

また、この16ページの教育費の10款2目7節の賃金が181万5,000円減額です。これは教育委員会の指導主事の賃金が減っているということですが、どういうことなのでありますか、お伺いしたいと思います。

と同時に、山白石の校長住宅が水道等が壊れて、もう使用しないんだという、そういうことを仄聞したんでありますが、私は確かめていないんですけども、仄聞しましたので、これはどういうことなのか、その点お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

居宅介護支援事業につきましては、介護保険料について当初の見込みより少なくなることが想定されまして、事業の適正な運営に支障が生じるためでございます。なお、介護保険料収入については退院の見込みがないのに認定を受けている方の増加、それから、近隣町村に特別養護老人ホーム、グループホーム等の増加等により、デイサービス、それからホームヘルプ、これを受ける期間が非常に少ないということでございます。その期間が少ないと居宅介護のサービス事業所が介護保険料、介護に係る収入が得られないということになってしまいます。さきそう居宅分への居宅を行う方の人件費に充てる分ということになっております。

次に、3款2項4目の保育所費の臨時保育士の賃金の減でございますが、正職員が前年より今年度ふえたということもありますが、1名休職ということで、その1名分人件費というか賃金が余ってしまったという状況で減額の補正をしたところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 16ページ、10款1項2目の教育委員会指導主事賃金ということで、今回平成26年から指導主事が配置になっております。26、27については指導していたわけでございますけれども、28年度、27年度やっていただいた先生について、都合があってやめるとということで、その後、指導主事該当者探したんですけれども見つからなくて、今回はいなかったということで減額になったわけでございます。

さらに、山白石の小学校校長住宅でございますけれども、老朽化に伴いまして確かに水道施設故障をしました。いろいろと調査したわけでございますけれども、建物内部のほうからの故障ということで、相当大がかりに金額がかかるということで、今回使用しないということで判断をしたところでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「終わり」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

○10番（角田 勝君） 今の関連で聞くわけですから、特別新しい項目ではないんです。今の答弁に対するので、簡単に。

1つは、校長住宅の件については、今初めて聞きまして、大がかりな修理が必要だということでやめると。そうすると使用をしないということになるわけですか。そうすると空き家にしておくわけにはいかないから壊すという、そういうことになるんですか。校長住宅は今、校長先生がいろいろ通勤範囲内で勤務している先生が多いんで、たまたま学校で遅くまでのいろいろな協議とか、地域の人たちの懇談なんかでおそくなったりしたときに、これは必ず校長住宅に泊ってというものがあつたんだそうでありまして、なくなってしまうと、やっぱり今まで父兄との懇談とか地域の人たちとのそういうつながりも薄くなってしまふんではないかというふうに心配している地域の方がおるんでありますが、壊してしまうという、そういう状況になるわけですか、そのことであります。

指導主事については、そうすると、29年の予算の中でも特別計上されてはいないんですか。教育委員会の指導主事については探したけれども見つからないということもあって、私も予算書の中でちょっとひもといていないんですけれども、欠員になると、こういうことでありますか。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 校長住宅でございますけれども、先ほど議員さんから言われたとおり、通える範囲で異動している先生方もいらっしゃいます。今回、校長住宅については取り壊しの方向で進んでいきたいなというふうには考えております。もし、遠隔地から、遠くから来る場合については、町内に住んでいただけるような話はしたいなというふうに考えております。

あと、指導主事に関しましては、28年度おりませんでした。ただ、29年度についてもぜひ学力向上等必要なものですから、そういう適任者がいればお願いしたいということで、当初予算でも計上したところでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 何点かお聞きいたします。

まず、第1点は10番、9番さんの質疑にありましたけれども、これについてもうちょっと詳しくご説明いただきたいというふうに思います。

まず、11ページの2款1項13節と、それから、11ページにつきましては地方創生拠点整備交付金ということで、4,885万、先ほど課長からも答弁ありましたが、2月末に内示があったものだというのでありますが、これの国庫負担金は若者定住と、それから、私、説明の中では建てかえというふうにメモをしたんですが、これは図書館のほうの関係なんですか。これについて課長説明のとおり、町長の説明のとおりということで、ばさささこうやられたんで、この点について、4,885万円の国庫補助金ですか、これについてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それから、第2点目は11ページの先ほど来、9番、10番議員さんも質疑されておりました部分についてであります。今回、ただいまの答弁等聞いておまして、若者定住住宅2棟4戸建設ということでございますが、この2棟というのは、宅造の敷地に建てるということだと思んですが、これは宅造の敷地1区画について4戸を建てるということなのか、その辺のところの話が出てきていなかったんで、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、全体的にどのような構想なのかということについても、今説明がいろいろありましたが、まだイメージするようなそういう状況ではありません。その辺について基本的な構想についてもう少し詳しく説明をいただきたい。もしくは、紙資料か何かあるのであれば、その資料等をもって説明をしていただきたいと思います。

それから、これらただいま13節のお話ししました。15節、19節、これ関連なんですけど、これらの財源については、先ほどの4,885万、この補助金が充てられるようではありますが、これ以外の補助金というのはあるんでしょうか、ないんでしょうか。その辺も含めまして全体的な構想がどういうふうなことなのか。それで、私も今回初めて聞いたんですが、地域交流事業というものもこの中に入ってきておって、これなんか私きょう全く初めて耳にすることです。

それから、ここの部分の15節の9,650万というのは、ここの部分に係る工事請負費ということなんだと思うんですが、この辺についても、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず、1点目に8ページの国庫補助金に関してでございますけれども、地方創生拠点整備交付金ということで4,885万円でございます。先ほどから申し上げております2つの事業でございます。1点は若者向け定住・移住モデル事業、これの交付金対応の全体事業費が8,050万円になります。それから、もう1点は、多世代交流拠点施設整備モデル事業、これの交付金対応の全体事業費が1,720万円でございます。

それぞれの8,050万円、それから、1,720万円の2分の1が地方創生拠点整備の交付金ということで交付されるということで、その額が4,885万円でございます。

それから、11ページの地方創生型若者向け定住・移住モデル住宅でございますけれども、宅造の敷地2区画です。2つの区画に2棟4戸の賃貸住宅を建てる計画でございます。

それから、全体的なイメージでございますけれども、あくまでもこれは交付金整備対象の申請書におきましては、いろんなソフト面のことが書かれておるわけでございまして、このハード部門の全体的なイメージにつきましては、あくまでも地方創生型若者向け定住・移住につきましては、若者向けの住宅を2棟4戸建てて、若者移住・定住を図りたいということでございます。

それから、地方創生型多世代交流拠点につきましては、幼保一体化施設が新たな多世代交流の拠点になり得る。たくさんのお母さん方が迎えに来たときに、時間的に余裕があった場合には多世代交流拠点の施設になりうるということで、図書館の中にその多世代交流拠点をつくって、いろんな方の交流拠点にしようということでイメージをしているわけでございます。

それから、これに財源があるのかということでございますけれども、補正予算書6ページをお開きいただきたいと思えます。

先ほど申し上げました全交付金対応の2分の1が交付金で来るわけでございまして、残りの2分の1、10万単位になるわけでございますけれども、一般施設整備等事業債ということで地方債の借入れができます。先ほど申し上げましたけれども、この地方債の元利償還金の2分の1は後から交付で措置されるということでございまして、交付金対応の4分の3の金額が国で面倒を見てくれるような中身になっております。

それから、また11ページに戻りますが、15節9,650万円の内訳でございますけれども、地方創生型若者定住・移住モデルにつきましては、工事請負費8,000万円としております。それから、地方創生型多世代交流拠点施設につきましては、工事請負費1,650万円予定してございまして、合わせて9,650万円の計上となっております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） どのような構想かということについてお尋ねしたのですが、これについては県のほうに、ただいまの課長の説明だと、いわゆる出した、そういうものしかないということではありますが、その辺についても、ぜひ私どもにもお知らせをいただきたいというふうに思います。これについては後ほど検討して、この議会終了までに、もし出せるのであれば出していただきたい。何しろ情報がないと、何を町がやっていて、どんなふうな事業を起こして、どのように進めているのかというのが全くわからないものですから、その辺をひとつよろしく願いいたします。

それで、ただいまの答弁の中で宅造の区画を使って2棟4戸を建てるということですが、大体どの辺とかなんとかということについては、もちろんまだ未定なんだろうと思うんですが、どのようなことを考えてその土地を選定していかれるお考えなのか、その辺についてお聞かせいただければと思います。

それから、構想については県のほうに出したのはソフトの部分が多いんだというお話がありますが、そのソフトの部分についても、ぜひ私どもにも詳しくお聞かせいただきたい。特に多世代交流事業、これのイメージ、それと、多世代交流イメージを策定するに当たって、類似町村、他町村の中で、こうした事業をやっておられるところも多分あるんだと思うんです。それらについても、検証したかと思しますので、その辺の検証の結果

について情報があればそれらについてもご説明いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） どのような構想かという質問だったんですけども、先ほど申し上げたとおりでございます。あとソフト面につきましては、まず、地方創生型若者向け定住につきましては、定住・移住された方が浅川町に住んでどんなことを思ったか、それから今後どのようなことをしていきたいかという、一応、相談会というのをやってみたいというふうに思っております。そのみでございます。

それから、多世代交流拠点施設ですけども、他町村の施設のことは参考にしておりません。一応、ソフト面ですけども、2つのことを考えております。

子育て世代が主に集まるということを想定しまして、親子のレクリエーション教室です。それから、子育ての教室を開いてみたいと。この2点のみでございます。

それから、地方創生型定住・移住の建築場所でございますけれども、それは、これからの検討課題でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいま説明いただいたこの事業は、まず、1点は定住・移住住宅の建設ですが、これは担当課は建設課になるのでしょうか。どこが所管になるのか。それと、多世代交流事業、これの担当所管は何課が担当されるのか、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まずは、地方創生型若者向け定住の担当課は建設水道課ということで考えています。それから、地方創生型多世代交流拠点施設整備事業につきましては、図書館とあわせ持ちますので、教育委員会ということで考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本予算の討論については必要性を認めるものであります。

しかし、繰越明許費に4億9,000万余りが計上された幼保一体化施設整備事業については、昨年12月議会で計画された建物は無駄が多く、規模が課題であることから反対をしたばかりのものであり、新年度そのまま進めていいよというわけにはまいりません。その理由で、本補正予算には反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 平成28年度浅川町一般会計補正予算に賛成いたします。

この補正は全般的によく配分され、特にこの補正の中で超過勤務手当は各課とも補正を出しており、職員には残業手当を出しています。なおかつ、超過勤務手当は総額で30%減になっているということです。

よって、私はこのことはすばらしいことと思って賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論終わります。

これから日程第9、議案第9号 平成28年度浅川町一般会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第10号 平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第10、議案第10号 平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第11号 平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題

とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第11号 平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第12号 平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 29年にも計上されておりますわけでありませうけれども、この補正の中で、いわゆる現況についてどういう工事の進捗状況なのか。あるいはどの地域がどういう形になるのか、その辺のことについて雨水対策、これらについての現況をご説明いただきたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今現在の進捗状況ですが、28年度において大きい工事を発注しまして、27年度繰り越しでもって1工区と2工区を実施しました。1工区から2工区の場所については八紘園付近から大同信号さんの入り口付近までが1工区、2工区となっております。大同信号さんの入り口から上流口といいますか、南側といいますか、そちらについては平成28年度予算で3工区ということで発注をしております。1工区、2工区については、1工区についてはもう工事完了しまして検査も終了済み、引き渡しを受けております。2工区については、必要な分の工事は終了しまして、残る道路の横断側溝一部と舗装が完了すれば完了の予定です。3工区についても、ほぼ9割程度は完了していますので、現在発注しております1工区から3工区については、28年度内の完了の見込みの予定であります。

今回、補正で繰越明許ということで提案した内容については、先日申し上げましたとおり、場所については

大同信号さんの南側付近から東京ブラインド工業さんに向けた東側に向けた排水路を28年度繰越予算で実施するという予定になっております。

これらについては年度内の完了が非常に困難であるということで、28年度繰り越しということで29年4月以降に対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第12号 平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第13号 平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第13号 平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

これから紹介議員に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを起立によって採決します。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ここで、請願第1号は採択されましたので、追加日程意見書準備のため、暫時休議いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（円谷忠吉君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（円谷忠吉君） お諮りいたします。ただいま配付いたしました日程第15を日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認め、追加日程として議題とすることに決定しました。

なお、発議第1号については、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思いますが、ご

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、趣旨説明を省略することに決定しました。

◎発議第1号の上程、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを議題とします。

事務局に議案の表題部を朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

〔議会事務局長（岡部栄也君）朗読〕

○議長（円谷忠吉君） これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。

散会 午前10時25分